

日本共産党の広次忠彦です。通告にそって、1問1答方式で質問します。

最初に、土木建築行政について質問します。中央通りの仮設を撤去する予算が計上されています。わが党議員団は、合意のない仮設設置に反対してきました。仮設の効果はなかったという結果報告がされました。同時に、渋滞もないとの報告もされています。現時点でも、中央通りの整備については、いろいろな意見があり、まとまっていません。この段階で工事をして、元に戻す必要があるでしょうか。市長は「白紙に戻す」といいますが、全体の方向性がでてから工事してもいいのではないのでしょうか。見解を求めます。（質問1）

つぎの質問にうつります。中心市街地の道路整備について、今後どのようにすすめようとしているのでしょうか、見解を求めます。（質問2）

つぎの質問にうつります。教育行政の1点目に、教育委員の増員について質問します。教育委員の1名増員について、「より一層多様な民意を幅広く教育行政に反映させ、教育委員会の更なる活性化を図る」としています。新教育委員会制度になって、教育に関する市長の権限が増大しました。教育の中立性を考えるとき、市長の推薦する教育委員だけでいいのかという疑問もあります。第2回定例会でも質問しましたが、教育委員の公募もおこなっている都市もあります。公募・審査においては、中立公平を期することは言うまでもありませんが、識者などからは「幅広い人材が集まる可能性や、委員会の活性化などが期待される」との評価もあります。

そこで質問しますが、1名増員する教育委員については、公募する考えはないのでしょうか、見解を求めます。（質問3）

つぎの質問うつります。就学援助についてです。大分市の就学援助の認定基準は、厚生労働省の定める最低生活費・生活保護基準を基にして、その1・25倍としています。ところがいま、生活保護基準が引き下げられています。そうすれば、就学援助の基準も下がることとなります。引き下げられれば、対象となる児童・生徒に影響が出ることが考えられます。

そこで質問しますが、対象となる児童・生徒に影響がでないように、認定基準を引き上げる考えはないでしょうか、見解を求めます。(質問4)

つぎの質問うつります。奨学金についてです。奨学金を借りる学生は、90年代後半までは2割程度でしたが、現在は53%と急増し、過半数の学生は借金なしでは大学に通えない状態になっています。その奨学金の多数は有利子で、卒業時には、平均的なケースで300万円、多い場合には1000万円もの借金を背負わされるという、かつてでは考えられない事態になっています。また高校生の場合も、貸与奨学金の場合は借金を背負わされることには変わりありません。

こうしたなか、非課税世帯に限られていますが、高校生等奨学給付金が、昨年度から実施されるようになり、大分県では国公立・私立あわせて1840人が給付を受けていると聞いています。この制度を周知し、利用できる高校生等に、もれなく利用することは重要と考えます。また非課税世帯だけでなく、対象を広げることも重要です。さらに、現行の貸与奨学金の見直しや給付奨学金の拡充も求められると考えます。

そこで質問しますが、高校生等奨学給付金制度の周知はどのようにされているのでしょうか、見解を求めます。(質問5)

高校生等給付奨学金制度の拡充を、県や関係機関に要望する考えはないでしょうか、見解を求めます。(質問6)

大分市の現行の給付奨学金を、拡充する考えはないのでしょうか、見解を求めます。(質問7)

つぎの質問にうつります。5年間連続して休園となっていた大志生木幼稚園の廃園が提案されています。幼稚園として、なぜ保護者の要望がすくないと考えているのでしょうか、見解を求めます。(質問8)

当該地域で、保育を望む保護者の声はどうでしょうか。保育行政との関係で、今後対策について見解を求めます。(質問9)

つぎの質問にうつります。水道行政について、鉛製給水管の解消について質問します。大分市では、2014年(平成26年)度で29017戸、給水戸数の17・6%が鉛製給水管のままであると報告を受けました。

厚生労働省は、「鉛製給水管の適切な対策について」と題して、平成19年12月21日、水道事業者あてに通知を出しています。そのなかで、鉛に係る水道水質基準について、毒性、蓄積性を考慮し、水質基準の省令が改正・強化されたことが明記されています。その対策として、鉛製給水管使用者への広報活動、鉛製給水管の布設替えの促進などが示されています。大分市では、配水管・本管には鉛製の管はないとのことですが、各家庭などへの給水管に、前述のように、鉛製給水管が残されているとのこと。

そこで質問しますが、鉛製給水管を使用している家庭への連絡・周知はどのようにされているのでしょうか、見解を求めます。(質問10)

厚生労働省の通知では、各家庭への定期的な周知が要求されていますが、どのようにされているのでしょうか、見解を求めます。(質問11)

鉛製給水管の解消に向けて、今後の取り組みについて、見解を求めます。(質問12)

つぎの質問にうつります。任期付職員の採用について質問します。条例制定の理由として、「公務部門では得られにくい高度の専門性を備えた民間の人材を活用する必要性や、期間が限定される専門的な行政ニーズの効率的な対応の必要性が高まっている」などとしています。この制度を導入した場合、公務の継続性・安定性の確保が難しくなる危険性があります。また恣意的な選考採用で、官民の癒着を生むおそれがあります。例えば保育士などの任期付採用が広がれば、不安定雇用の拡大、サービスの低下にもつながります。弁護士や公認会計士など、任期付採用が利用できる場合もありえますが、特別職採用など別の方法も可能であり、現行の公務員制度に混乱・不安定化を招く制度といわざるをえません。

そこで質問しますが、この制度は、ワールドカップや国民文化祭などに限られたものなのでしょうか、見解を求めます。(質問13)

この制度を、保育士、保健師、事務職などに広げることはないのでしょうか、見解を求めます。(質問14)

一般任期付職員や4条任期付職員、任期付短時間勤務職員については、生活や生活設計の保障が難しいのではないのでしょうか。どのように考えておられる

のか、見解を求めます。(質問15)

最後の質問にうつります。航空機の低空飛行について質問します。先月10日の夜、市内や豊後大野市で、所属不明の航空機が低空飛行し、住民から不安の声があがっています。この航空機の所属が不明であるとの防衛局の回答に、大分県は「民間機や国籍不明機とは考えにくい。所属を明らかにする必要がある」と、防衛局に再要請するとの報道がされています。

市民から寄せられた情報では、この日の夜だけでなく、午後にも飛行したとの情報も寄せられています。

そこで質問しますが、大分市として、市民の安全を守るために、低空飛行した機体の照会、低空飛行の中止を求めていく考えはないでしょうか、見解を求めます。(質問16)